



薬生薬審発0929第1号
平成29年9月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（公印省略）

希少疾病用医薬品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

- (1) 指 定 番 号：(29薬)第403号
医 薬 品 の 名 称：アダリムマブ（遺伝子組換え）
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：化膿性汗腺炎
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：アッヴィ合同会社
- (2) 指 定 番 号：(29薬)第404号
医 薬 品 の 名 称：ブリナツモマブ（遺伝子組換え）
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：急性リンパ性白血病
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：アステラス・アムジェン・バイオファーマ株式会社
- (3) 指 定 番 号：(29薬)第405号
医 薬 品 の 名 称：オラパリブ
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：BRCA 遺伝子変異陽性の手術不能又は再発乳癌
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：アストラゼネカ株式会社